

地域決定型地方税制特別措置(通称:わがまち特例)について

地方税法に定められた特例措置の一部に、法律の定める範囲内で地方自治体が特例割合を条例で定めることができる仕組み「地域決定型地方税制特別措置(通称:わがまち特例)」があります。
笠間市においては、次の表のとおり特例を定めています。

◎ わがまち特例が導入されている課税標準の特例について

特例対象資産			取得期間等の要件	適用期間	根拠法令	市税条例	条例に定める特例率
児童福祉法に基づき、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産			なし	制限なし	法第349条の3第27項 第28項 第29項	第61条の2第1項 第2項 第3項	1/2
公害防止用設備	汚水又は廃液処理施設		取得期間 R6.4.1～ R8.3.31	制限なし	法附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項	1/2
	下水道除害施設			制限なし	法附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項	3/4
電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備 (10kw以上)	1,000kw未満	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	法附則第15条第25項第1号イ	附則第10条の2第3項	2/3
		1,000kw以上			法附則第15条第25項第3号イ	附則第10条の2第7項	3/4
	風力発電設備	20kw未満			法附則第15条第25項第3号ロ	附則第10条の2第8項	3/4
		20kw以上			法附則第15条第25項第1号ロ	附則第10条の2第4項	2/3
	水力発電設備	5,000kw未満			法附則第15条第25項第4号イ	附則第10条の2第10項	1/2
		5,000kw以上			法附則第15条第25項第3号ハ	附則第10条の2第9項	3/4
	地熱発電設備	1,000kw未満			法附則第15条第25項第1号ハ	附則第10条の2第5項	2/3
		1,000kw以上			法附則第15条第25項第4号ロ	附則第10条の2第11項	1/2
	バイオマス発電設備	10,000kw未満			法附則第15条第25項第4号ハ	附則第10条の2第12項	1/2
		10,000kw以上 20,000kw未満			法附則第15条第25項第1号ニ	附則第10条の2第6項	2/3
浸水防止用設備			取得期間 H29.4.1～ R8.3.31	5年間	法附則第15条第28項	附則第10条の2第13項	2/3
児童福祉法に基づき企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた事業主等が設置する一定の保育にかかる施設の用に供する土地、家屋及び償却資産			取得期間 H29.4.1～ R6.3.31	5年間	旧法附則第15条第32項	旧附則第10条の2第14項	1/2
都市緑地法に基づき、緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地			法施行の日～ R7.3.31	3年間	法附則第15条第32項	附則第10条の2第15項	2/3

◎ わがまち特例が導入されている税額の減額特例について

特例対象資産	取得期間等の要件	適用期間	根拠法令		条例に定める特例率
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく、サービス付き高齢者向け賃貸住宅	取得期間 H27.4.1～ R7.3.31	5年間	法附則第15条の8第2項	附則第10条の2第15項	2/3